

規制緩和に関する取り組み状況等について

令和3年度中にご意見をいただいたものについて、制度等の現状、取り組み状況を回答します。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能 ②中・長期的に対応を検討 ③対応・検討不可)
1	デジタル化の推進	デジタル化を推進する補助金に関してサブスクタイプのシステム利用に関しても年間使用料に對しての補助金を入れ込んで欲しい		①中小企業ビヨンドコロナ補助金では、パソコンやクラウドリソースは補助対象(補助対象期間を日割り計算)としております。
2	デジタル化の推進	県や市に提出する申請書等はほぼ全てが書面がであり、オンライン提出可としてほしい(例えば、介護保険関係の書類で、加算の取得や体制が変わる都度書類を提出するが、従来型、地域密着型、ショートステイなど複数の事業所を抱えているので、同じような書類を何回も提出する必要がある。押印不要となったが、これらの書類を郵送でなければならぬ。)	届出書類等のメールでの提出は可能ですが、一部の添付資料(登記事項証明書等)の原本提出を求めています。	②国では介護サービス情報公表システムを活用した申請や届け出のオンライン化を令和4年度中に予定しており、その動向を注視してまいります。
3	デジタル化の推進	県のデジタル化に実感が無い。	昨年11月に策定したDX・働き方改革推進基本方針及びアクションプランに基づき、行政や産業・地域社会のDX、DX人材の育成、DXによる働き方改革に取り組んでいます。 (※DX…デジタルトランスフォーメーション)	①県民目線、スピード感、現場主義の3つの視点で、県民や事業者の皆さんにデジタル化を実感いただけるよう努めてまいります。
4	デジタル化の推進	土地利用の相談に、土木事務所に何度もうかがわなければならない。オンラインでの相談、相談カルテの整備を行ってはどうだろうか。また、土地情報が法務局へ取りにいかなければならない。これは、国の管轄下かもしれないが、土木事務所で確認する仕組みはできないだろうか。	—	②特に、初めてのご相談であれば、地図や図面等を前にして、対面でお話を伺っております。初回相談以降の具体的な事務手続きについては、場合によってはメールやお電話で対応できる場合もあります。なお、土地の登記事項証明書等の取得については、現在も、オンラインで交付請求し、郵送により受取が可能となっております。
5	デジタル化の推進	不満ではないですが、県庁・外郭団体では、紙が多く感じます。また、県庁は、古く作業スペースも狭く、問題だと思えます。新たに県庁をつくるべきではないと思えます。完全デジタル化県庁に挑戦してください。	・文書について、公文書の決裁について、紙ではなく電子ファイルを添付して回議する電子決裁を推進しています。 ・庁舎については、本館は昭和10年、南別館は昭和36年、東別館は昭和61年に建築されています。 ・デジタル化について、昨年11月に策定したDX・働き方改革推進基本方針及びアクションプランに基づき、DXによる県庁内業務の効率化・生産性向上を目指し、文書管理システムによる電子決裁の徹底(ペーパーレス化)、電子契約・電子納付の推進に取り組んでいます。	①文書については、紙の添付ではなく電子ファイルを添付して回議する電子決裁を推進しています。 ②庁舎については、本館は竣工以来85年以上経過した建造物ですが、耐震力には問題がないと診断結果が出ており、現時点では庁舎の効率的な維持、活用を図りながら引き続き使用していくこととしています。なお、現在建設中の富山県防災・危機管理センターの一部を新たに庁舎として活用することとしております。 ③デジタル化について、電子決裁の徹底や電子契約・電子納付の推進など、DXによる県庁内業務の効率化・生産性向上に取り組んでまいります。
6	デジタル化の推進	ハードソフト面で知識に長けた人材の確保がデジタル化の阻害要因となっている。(※県ではなく自社について)	経済産業省のレポートによれば、「2025年の崖」として、DX人材の不足が指摘されています。	①デジタル化推進には人材育成が不可欠なことから、令和3年度から富山大学と連携し社会人向けデータサイエンス講座を開講しているほか、4月に開設した県立大学のDX教育研究センターにおいて、企業向けDXセミナーを開催します。また、県では、企業等を対象に、自社課題の分析を行い、課題解決に必要なデータ活用等の講座や現場実習等の体系的な研修を実施することとしています。
7	デジタル化の推進	納税証明書取得について、オンライン化されていないので郵送や窓口へ出勤が必要です。県外でも手続きできるようにオンライン化されるとありがたいです。	富山県税条例第21条では、「(略)県税に係る納税証明書の交付を受けようとする者は、(略)、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。」となっております。	②手数料の電子決済の導入と併せて検討することとしています。
8	デジタル化の推進	占用申請手続きを電子申請でも扱ってほしい。(国土交通省、射水市は電子申請可能)	県の管理する国道及び県道についての占用申請は、所管の県土木センター及び土木事務所の窓口にて受理しています。	②道路の占用申請は、場所や目的によって道路の支障となる程度が一律でないことから、手続きを円滑に進めるため、図面を前に相互に確認を行っております。このため、他府県でもなかなか電子化が進められていない分野となっております。今後、本申請に適した電子申請の方法等を検討してまいります。
9	デジタル化の推進	国(県へ委任)及び県独自の政策に伴う制度設計や予算措置に伴う各種補助金・助成金等にかかる申請行為について、申請者の負担軽減とペーパーレス化を加速して頂きたい。具体的には、申請書類を外形的な申請書の上に留め、法令の規則や条例の細則に定める付属・疎明・補助資料等の添付は省略。こうした申請に関連する資料類は、申請者サイドにおいて電子データで保存させ、行政が必要に応じ提出を求めることとできないでしょうか。	昨年11月に策定したDX・働き方改革推進基本方針及びアクションプランに基づき、添付書類の縮減等を行うとともに、可能なものから行政手続の電子化を順次実施し、R7年度末までに原則、電子化を実施することとしている。(R5年度末までに、全ての補助金・交付金を含む5,300件の電子申請化を集中して実施)	①申請者の利便性向上のため、県が県民・事業者等に求めている押印を令和2年度末で原則廃止しました。県では、行政手続の電子化を推進しており、今後とも、電子申請化の拡大や添付書類の縮減など県民・事業者の皆さんの利便性向上や負担軽減に努めてまいります。
10	デジタル化の推進	建築関係の申請にて基本的に窓口提出のものが多く、質疑対応のみでなく、最初からメールやブラウザ上のフォーム等にて提出したい。県内で同じ内容の申請時に、必要な書類は統一してほしい。(市と県で必要書類や書式が異なる。センターと市で異なる等)	—	②電子申請については、今後、国の動向や、他の機関の先行事例等も研究しながら、導入に向けて検討してまいります。市及びセンターは県とは別に各々の施行規則及び業務規程にて業務を行っておりますが、最近では可能な限り運用を揃えていくと情報交換及び検討を多く行っており、今後とも続けてまいります。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
11	デジタル化の推進	工事の施工管理について、情報共有システム(ASP)の活用をもっと積極的に取り組む(義務化)必要があると考えます。発注者側にて(新システムの運用・操作に慣れるまでの手間暇を懸念され)避けられる方がまだまだ多いように思います。受注会社の規模等にもよるが「Aランク」企業は他発注機関工事にて活用しているケースが多いので大半の企業が即対応可能です。「Bランク」企業においても規模、技量ともに運用対応は可能と考えます。Web上で大量の書類整理・共有が可能になることから、書類のやり取りや移動時間の大幅な削減、印刷物の削減になるため、お互いにメリットが大きいシステム(働き方改革、SDGSに直結している)であることを再認識していただければと思います。 【提案】さらなる浸透を図るための運用例 (1)発注者側への情報共有システムの運用研修実施。 (2)発注者側への情報共有システム運用が必然であることへの意識改革。 (3)運用を実施した受注者は工事評価点を加点。	情報共有システム試行要領において、試行対象は工事費400万円以上の工事の中で、特記仕様書に明示したもとしています。また、これ以外であっても、受注者からの希望があれば対象工事としています。	①試行要領を改定し、令和4年度からは工事費400万円以上の工事は全て対象工事とし、試行の拡大を図ってまいります。また、受注者からの希望があった場合については引き続き対象工事としています。
12	デジタル化の推進	ペーパーレス化等の推進について 例えば、建設業許可関係書類の提出部数は3部(1.土木センター用、2.県庁用、3.提出業者控え)と定められているが、1部のみ土木センターに提出して県の確認チェック後にデータ化して、土木センターと県庁と情報共有する方法などペーパーを削減化して欲しい。また、建設業許可変更手続きなどの申請手続きにおいて、わざわざ窓口へ出向く方法ではなく電子申請を取り入れて欲しい。	建設業許可関係書類の提出部数は3部(1.土木センター用、2.県庁用、3.提出業者控え)としています。 <関連する法令> ・建設業許可申請・変更の手引 ・富山県建設業法施行規則	①国において整備が進められている電子申請システム(全国共通)を令和5年1月から導入予定です。当該電子申請システムを使用される場合は、紙媒体での書類提出や申請のために窓口に来ていただく必要が無くなる見込みです。
13	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	国で手続きの簡素化・効率化について検討がなされているが、県でも進めてほしい。 (国において、厚生労働省の介護給付費分科会で文書量の削減の議論がなされているが、県でもそのような議論が進めばよい)	人員・設備基準や加算取得の要件などを確認する文書等、指定権者(県や市町村)と事業者の間でやり取りされている文書は国から様式例が示されています。	①手続きの簡素化・効率化のため、県が県民・事業者等に求めている押印を令和2年度末で原則廃止としました。介護分野の文書に係る負担軽減については、国の社会保障審議会介護保険部会に、国や地方自治体、介護サービス事業者による専門委員会を設置し検討を進めており、その動向を注視してまいります。なお、県では、令和3年度に新設した「富山県介護施設等ICT導入支援補助金」により、介護サービス事業所へのICT導入を支援していますが、令和4年度も引き続き、介護サービス事業所に対して、同補助金を活用したICTの導入を支援し、文書の簡素化・標準化等による文書量の削減を支援してまいります。
14	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	コロナワクチン接種に際し、他県接種の手続き(扱い)について、医療機関と県の見解や手続きが異なり、ドクターが困っておりました。感染拡大を防ぐべく三回目の接種を円滑に行うために改善・周知徹底の必要を感じました。	新型コロナウイルス接種については、原則として住民票所在地で接種していただくこととなりますが、住民票所在地外に通院・入院している方などは、その医療機関でも接種が可能となっています。その他の方も、市町村が受け入れ可能と判断する場合は、住民票所在地外でも接種が可能となっています。	①制度の周知徹底に努めていきます。
15	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	常例検査の際、前回担当者が異動されていても、調査報告調書をよく確認の上でお越し願いたい。指摘事項に関して、以前に改善しなくてもよいと判断された事柄にも指摘され、再度ご説明させていただくこともあります。また、例えば当組合員への水販売価格についてなど、検査時間を短く済ませていただきたい。	水産業協同組合法第123条第4項の規定に基づき、出資組合を対象に、毎年1回を常例として帳簿等の検査を実施しています。	②検査業務を担当する職員の理解・意識の向上に努めるとともに、検査時間が必要最小限となるよう留意します。なお、検査に際しては、過去の経緯を含め、改めて確認させていただく場合があることをご了承ください。
16	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	通行制限申請書など警察署で許可がおりているのに1~2週間の手続きの日がかかるので、もっと短縮できないか。	道路法、同法施行令「通行制限報告書」取扱要領(県内規)に基づいて業務を遂行しております。	③道路管理者と交通を管理する警察では、審査の目的及び基準と、その根拠法令が異なりますので、審査日数の短縮には努めていますが、道路保全のため、省略はできず、一定の日数を要します。
17	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	一般廃棄物処理業許可に関する申請において、議会・都計審等が年に数回しか開かれないため、申請後、許可までに時間がかかり事業を行いたいときにできないことがあります。産廃と同様、県・市の許可にしたら期間短縮になるのでは、ないでしょうか。議会・都計審等が関係する申請は、時間がかかるので、何時頃など明確にわかれば、計画の立て方も効率よくできると思います。	都市計画区域内では、処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築等をしてはならない。ただし、特定行政庁が県都市計画審議会(一般廃棄物処理施設については市町村都市計画審議会)の議を経て支障がないと認めた場合はこの限りでない。(建築基準法第51条)。	④富山市・高岡市以外の地域に係る当該許可は県で行っていますが、許可の際、産業廃棄物処理施設の場合は県の都計審に、一般廃棄物処理施設の場合は市町村の都計審に付議することとなります。市町村の都計審の開催時期を公表するかどうかは各市町村の判断となりますが、県としては、許可の事前相談の時点から市町村と情報共有し、また速やかに付議するなど、審査期間の短縮につながるよう努めてまいります。
18	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	各種届出等の利用手数料が、一部県証紙による支払となっているが、窓口において県証紙を購入できず、証紙の販売場所にわざわざ購入しにいかなくてはならず少し手間がかかるので、各行政窓口で証紙を購入できるようにしてほしい。	■富山県手数料条例 第4条第2項 別表第2に掲げる手数料は、前項の規定にかかわらず、富山県収入証紙により徴収する。(略) ■富山県収入証紙条例 第4条 収入証紙は、収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が収入証紙売りさばき所(以下「売りさばき所」という。)において売りさばくものとする。 ■富山県収入証紙条例施行規則 第6条第1項 条例第4条の売りさばき人及び売りさばき所の指定を受けようとする者は、収入証紙売りさばき人及び売りさばき所指定申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。	⑤富山県収入証紙は、富山県収入証紙条例により、収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が収入証紙売りさばき所(以下「売りさばき所」という。)において売りさばくものとされています。売りさばき人は申請に基づき指定しています。このため、各行政窓口では、収入証紙の売りさばきはしていませんので、お手数ですが、最寄りの売りさばき所でのご購入、または、郵送対応が可能な売りさばき所も県ホームページに掲載していますので、そちらでのご購入をお願いします。なお、行政手続きのオンライン化を推進するため、令和4年度後半から手数料・使用料の電子納付を順次開始する予定です。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
19	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可申請更新を近くの土木センター事務所まで受け付けてほしい。遠方は大変。郵送よりも一度は直接書類を見ていただきたい。訂正や添付書類の不備等、許可が下りると取りに行く、最低でも3回ほど県庁に取りに行くことになる。		②産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の更新許可申請については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、令和2年度以降、郵送による提出も可能としています。申請書の修正や不足書類は、郵送、メールでの提出も可能としており、また、更新後の許可証についても、希望に応じて郵送で対応しています。なお、許可申請だけでなく関係の届出についても郵送等での提出を可能としています。
20	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	県道の道路台帳の写しを請求した際、その前に「公文書開示請求」を行う必要があるとされ、他部署にて開示請求後の交付となった。公文書の内容によっては、他市町村のように開示請求を省略し、窓口で即交付できないか。	富山県公文書開示事務実施要項第4 1 (1) イ 情報提供による対応(連絡を受けた主務課又は本庁主管課は、開示請求手続によらずとも県民に提供できる情報については、窓口等において資料提供等を行う。)	①道路台帳等、公表を目的として作成、又は取得した情報や、既に公開したものと同一の情報など、非開示情報に該当しないことが明らか情報記載されている公文書については、必ずしも開示請求手続によらず、情報提供により対応しています。これらの文書については窓口等において資料提供ができることを改めて担当部署に周知してまいります。なお、令和4年3月3日から、富山県GISサイトにおいて、県の管理する国道及び県道の道路台帳平面図の一般公開を開始しました。県庁へご足労いただくことなく、道路台帳を閲覧・取得できますので、道路幅員の確認等にご活用ください。
21	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	・配置従事者身分証明書交付申請書により申請する際、住民票の添付を不要としてほしい。 ・配置従事者身分証明書交付申請の際、個人業者の場合、申請書の内容と重複する『配置従事証明』を添付するのは不要としてほしい。	身分証明書に住所を記載する必要があるため、住民票を求めています。また、省令上、雇用・使用される配置員の場合は、その雇用・使用に関する書類が必要となっています(医薬品医療機器等法施行規則第151条)。自ら配置販売を行う個人業者は、その代わりとなる配置従事証明を参考に提出いただいています。	①令和4年4月1日以降、住民票の提出は不要です。(県でこれまで住民基本台帳システムを参照すべく試行していたが、4/1から運用を本格開始)また、令和4年4月1日以降、個人業者で自ら配置販売を行う者も、配置従事証明の提出は不要です。(これまでも任意での提出でしたが、運用改善で一切求めないこととしました)
22	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	現在までの、時短や蔓延防止などの申請書類が多すぎる。何度も申請している人には、提出書類を減らす事を望む。新規の方は今まで通りにもらい、休む(休業)などは分かっていることなので、要請中に書類提出が出来て、早めの振り込みをお願いしたい。	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短要請協力金)については、多額の協力金を支給することになるため、不正やなりすましを防止するために、各申請者に対し必要な各種書類の提出をお願いしています。(①営業実態が確認できる書類等(直近の確定申告書、店舗の外観・内景の写真)、②営業許可書の写し、本人確認書類の写し、振込先口座と当該口座の通帳の写し、③協力金算定の基礎となる売上高がわかる書類、時短要請に応じたことがわかる書類(写真等))	①第4次の協力金の申請にあたっては、申請書に添付する書類については、時短要請に応じたことがわかる書類のほかは、許可期間等が第4次の要請期間中に更新が必要になるなどの事情がない限り、提出を求めない(第3次の添付書類を援用する)対応としています。
23	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	都市計画法 43条許可申請を、県庁本庁ではなく、土木センターで許可できるようにしてほしい。	市街化調整区域内において建築物の新築等を行う場合は知事の許可を受けなければならない。(都市計画法第43条)	②当該許可は申請内容により、予め開発審査会の議を要する場合があります。現在、本県では本庁で許可と審査会運営の両方を合わせて行っています。今後、他県の状況等も調査し、必要に応じて対応を検討してまいります。
24	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	産業廃棄物処理業の許可について、決め事としての審査期間であるから仕方がないが、全体的に時間が掛り過ぎる。	産業廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、申請者及び役員が要件を満たすことを確認するため関係機関に照会・調査することとされており、このため一定の手続きが必要であり、行政手続法に基づき標準処理期間を30日としています。通常であれば30日を要せずに審査しています。しかしながら、添付が必要な書類に不備等がある場合には、30日を超えることも散見されます。なお、申請者の書類作成を円滑なものとするため、許可申請書作成要領を作成し、県のホームページに掲載しています。	②令和3年2月10日付けで行政手続法等に基づく許認可等の事務処理について、標準処理期間の短期化等を全所属に呼び掛けました。制度等の現状欄に記載のとおり、審査には関係機関への照会等に要する期間が必要のため、審査期間の短縮は困難ですが、許可申請書作成要領をよりわかりやすくするとともに、許可更新手続説明会において申請書類の作成方法を説明するなど、手続きが円滑に進むよう努めてまいります。
25	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	JV工事にに関して、入札申請時に添付する書類で委任状が必要になりますが、県の場合は、申請時ではなく入札時に添付するようになっています。その形だとまれに添付が抜けたりする可能性があるのですが、申請時の提出に変更を考慮して欲しい。	富山県電子入札運用基準においては、特定JVの入札権限に関する委任状は「入札時に」提出を求めるとしている。一方、県会計規則においては、代理人の入札は「入札前」に委任状を提出しなければならないこととしており、建設工事の特定JVを除いては、入札書提出より前に委任状を提出することも可能な運用としているところである。 ※電子入札運用基準7-3(抄) …当該特定JVの入札書提出時において、特定JVの構成会社の代表者又は受任者に対する入札・見積に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。 ※富山県会計規則第93条第4項 代理人が入札しようとする場合には、 <u>入札前</u> に委任状を提出しなければならない。	③特定JVに係る委任状と社内の代理人に係る委任状とは、求められる役割、性質が自ずと異なると考えられるため、現行の運用としております。
26	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	入札時の開札に関して、日時が公告に出ている時間通りに発表されることがまずありません。総合評価等の計算に時間が要するのかもしれないが、せめて夕方には発表しますか、明日になりますとかの表現を早めに実施して欲しい。結果を待っている立場を考慮して欲しい。	入札公告に記載する「開札日時」は、電子入札システム上の開札処理を開始する日時です。契約担当部署においては、開札処理を行うことによって初めて入札額の確認が可能となり、その後、内訳書との照合、予定価格比較、総合評価値の算出等を行い、複数の職員による精査のうえ、開札結果を決定します。決定後はすみやかに応札者へ結果通知を行っています。開札結果の精査に要する時間は、応札者数や入札価格など入札の状況によって異なること、また、精査中に誤りが判明した場合は修正および再確認にも時間を要することから、結果通知の予定日時をあらかじめ定めることは困難です。	③予定通り作業を進めるよう努めていますが、入札状況によっては入札結果の決定誤りが生じないよう、想定以上に精査に時間を要する場合もあることから、結果通知の予定日時を定めて応札者に案内しておくことは困難です。今後とも適正かつ迅速な入札事務処理に努め、応札者への結果連絡が必要以上に遅くならないよう、契約担当部署への注意喚起を行いましたので、「開札日時」以降に内容精査の時間が必要不可欠であることについてはご理解いただきたく願います。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
27	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	土木部「設計業務等共通仕様書」に基づく提出書類等について下記の通りご検討いただきたいと存じます。 ・「第1111条 打合せ等」について、新型コロナウイルス感染症対策と柔軟な日程調整を目的に、webによる打合せを認める内容の追記をお願いいたします。 ・「第1128条 再委託」の再委託申請書について、記載内容、添付書類の簡略化・統一化をお願いいたします(各センター、事務所により要求される資料が異なるため) ・「第1134条 履行報告」について、毎月末に「業務履行報告書」を提出が定められているが、委託業務の履行(業務内容)は施工(工事)と異なり進捗状況の数値化が困難であること、また報告自体が形骸化していると感じられることから、改善または別途手法による確認または廃止等の検討をお願いいたします。	【打合せ等について】 設計業務等共通仕様書において、打合せは面談により行うこととしております。また、Webによる打合せは各出先機関の運用により活用が進められています。 【再委託について】 富山県土木部設計業務等監督要領に基づき再委託申請書の様式を定めておりますが、その添付書類は各出先機関の運用によります。 【履行報告について】 富山県土木部共通仕様書により、業務履行報告書を提出することとなり、富山県土木部設計業務等監督要領にその様式を定めております。	【打合せ等について】 ②国土交通省及び他県の事例も参考にしながら見直しを検討してまいります。 【再委託について】 ②記載内容及び添付書類の統一化に向けて検討してまいります。 【履行報告について】 ②国土交通省及び他県の事例も参考にしながら見直しを検討してまいります。
28	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	○土木部「業務書類の簡素化の取り組み」について、下記の通りご検討いただきたいと存じます。 ・委託業務の成果品提出について、環境への配慮および働き方改革の一環として、「紙成果」による提出を削減または撤廃し、電子化の推進をお願いいたします。 ・技術者届に添付する「経歴書」について、個人情報保護の観点より、新年度より現住所記載の免除をお願いいたします。	【紙成果の提出削減について】 富山県電子納品運用ガイドライン(案)より、受注者は電子データを格納した電子媒体2部と、成果品一式を紙で1部提出することとしております。 【経歴書について】 管理技術者及び照査技術者を定める際に、実務経験年数をもって「資格保有者と同等の能力と経験を有する技術者」とする場合、経歴書を提出していただきます。なお、経歴書について県で定めた様式はありません。	【紙成果の提出削減について】 ②紙成果は工事発注の業務等に必要書類として提出いただいておりますが、削減できる部分があるかどうかを含めて今後検討してまいります。 【経歴書について】 ①任意様式で提出いただいております。現住所の記載は不要です。
29	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	押印省略により行政手続きの簡素化が図られていることは実感しているが、病院開設許可事項変更許可申請書や行政機関への請求書等、押印が必要な行政手続きが件数的にまだ多く見受けられる。	富山県医療法施行規則を令和3年4月1日に改正(全様式の押印欄を削除)し、申請書の押印はすべて廃止としました。しかし、提出窓口の富山市保健所や各厚生センターから進達される申請書の中には、依然として押印された書類が見受けられる状況です。	①押印については、県が県民・事業者等に求めている押印を令和2年度末で原則廃止しました。 改めて富山市保健所や各厚生センターへ押印廃止の周知を徹底します。
30	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	農地の宅地転用の手続きに、時間がかかりすぎます。地元で権限を持たせて、地元で転用可であれば、わざわざ県にお伺いを立てなくても良いのではないのでしょうか、大規模なものであれば検討も必要かと思いますが、住宅地程度であれば市の判断だけで良いようにしてほしい。農村地除外、農地転用も二重で時間の無駄だとおもいますが、せめて2カ月程度に短縮してほしい。	農地法により、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進のため、農地転用許可制度が設けられております。農地転用の権限は、農地法により、市町村の意向により権限移譲が可能とされております。農林水産大臣に申請し、指定を受けた市町村は、農地転用の権限が都道府県から移譲されます。農業振興地域の整備に関する法律(農振法)により、①市町村は、概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域を設定しております。②農地転用など、農地以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外(農振除外)する際は、転用が必要かつ適当であることや土地改良事業完了後8年を経過していることなど、農振法で定める要件を満たす必要があります。③除外手続の際には、市町村内部での調整や県との協議に加え、法令上、農用地区域からの除外案の公告縦覧と異議申出期間を約45日間確保することが求められております。	②転用許可権限については、農地法に基づき、市町村が農林水産大臣に申請し、指定を受けることで、市町村に移譲することが可能であり、現在本県では富山市のみが指定市町村として指定され、市において転用許可事務を行っています。なお、市街化区域(本県では富山市、高岡市、射水市のみの)内の農地転用については、市町村農業委員会への届出のみで可能とされております。農地を農地以外の用途に供する(転用する)場合、農用地区域内では農振除外及び農地転用、それ以外の区域では農地転用の手続きが法令(農振法、農地法)で定められております。このため、県では、農振除外と農地転用の並行審査の実施や標準処理期間の設定、審査の効率化などにより、処理期間の短縮に努めております。なお、農振除外が不要な地域(農用地区域外)における農地転用の手続きは、市町村農業委員会への申請書の提出から県の許可まで2カ月程度の期間で完了しております。
31	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	役所の窓口が違うのですが緑地の算定をどちらかで、一方を簡略化して欲しい。工場立地法(経済産業省)景観条例(富山県)	大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が大規模行為の景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。(県景観条例第24条)	③工場立地法と景観条例は、同じ目的の法令ではないので、緑地の算定方法も必ずしも同じとはならないものと考えられることから、一方の簡略化は困難です。
32	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	各種届出等の利用手数料が、一部県証紙による支払となっているが、窓口において県証紙を購入できず、証紙の販売場所にわざわざ購入しにいかなくてはならず少し手間がかかるので、各行政窓口で証紙を購入できるようにしてほしい。 ・県証紙の販売場所が、わかりにくいので振込に変更して欲しい。	■富山県手数料条例 第4条第2項 別表第2に掲げる手数料は、前項の規定にかかわらず、富山県収入証紙により徴収する。(略) ■富山県収入証紙条例 第4条 収入証紙は、収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が収入証紙売りさばき所(以下「売りさばき所」という。)において売りさばくものとする。	②富山県収入証紙は、富山県収入証紙条例により、収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が収入証紙売りさばき所(以下「売りさばき所」という。)において売りさばくものとされています。売りさばき人は申請に基づき指定されています。そのため、各行政窓口では、収入証紙の売りさばきはしていません。また、県の口座への振り込みは受け付けておりませんので、お手数ですが、最寄りの売りさばき所でのご購入、または、郵送対応が可能な売りさばき所も県ホームページに掲載していますので、そちらでのご購入をお願いいたします。なお、行政手続きのオンライン化を推進するため、令和4年度後半から手数料・使用料の電子納付を順次開始する予定です。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
33	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	建築確認申請の審査期間が長いので、なるべく短縮できないか。建築確認申請に時間がかかりすぎている。土木センターの確認申請で1回目の指摘が提出後、一ヶ月半を過ぎてから来てしまっても申請がいつ下りるのか目途がたない事例があった。また、建築確認申請の電子化に対応してほしい。富山市、高岡市以外の市町村での確認申請受付を各市町村では無く、土木センターでも受付してほしい。	建築主事は、建築確認申請を受理した場合は、35日以内(小規模なものは7日以内)に、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査して、適合する場合は確認済証を交付しなければならない。(建築基準法第6条第1項、第4項)	②コロナ禍で県職員も在宅勤務等を実施していた期間やゴールデンウィーク及び年末年始などで審査に時間を要したケースもあると聞いており、今後できる限りそのようなことがないよう改善に努めます。なお、特定行政庁は限られた人員で確認審査業務以外にも許可審査・指導・開発及び省エネ審査等も行っており、業務が集中した場合、対応に時間がかかる場合があるため、そのような際には民間指定確認審査機関の利用もご検討いただければと思います。電子申請については、今後、国の動向や、他の機関の先行事例等も研究しながら、導入に向けて検討してまいります。当県では関係法令の確認のため、市町村に受付業務をお願いしており(皆様の各種手続きの手戻りをなくすための対応であり)ご理解いただきたく願います。
34	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	確認申請時に消防同意等の日数が地域によって差がある。	消防同意は、消防法第7条の規定により、市町村が行う事務と定められています。	②消防同意は、消防法第7条の規定により、市町村が行う事務と定められています。いただいたご意見については市町村に伝えてまいります。
35	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	不動産取得税の住宅用地の還付制度について、住宅用の土地の軽減措置は以下の要件について、一定額が還付される制度となっています。この制度を利用する場合、弊社のような不動産業者が土地購入をし、宅地造成、販売を行う場合には、一旦、土地購入時の不動産取得税を納付し、造成工事、お客様へ販売後、その宅地に土地取得日より3年以内に住宅が建築されたら、軽減額が還付されるものとなっています。また、軽減額は以下のいずれか多い額となっています。 ア.45,000円 イ.土地の1平方メートル当たりの価格[注1]×住宅の延床面積[注2]の2倍(200平方メートルが限度)×3% この制度について「1. 不動産業者が土地取得後、3年以内の日でその宅地造成地に住宅が建築されているかを確認し、軽減措置適用後の不動産取得税を課税する方法」や「2. 軽減額を当該宅地取得時の不動産取得税と同額程度とし、不動産業者や土地取得者の負担を軽減する。」などの施策はとれないものでしょうか?	1. 地方税法第73条の25第1項の規定により、土地が取得され、かつ、3年以内の日に当該土地の上に特例適用住宅が新築される見込みとの申告があり、当該申告が真実と認められるとき(本県では、土地取得後、不動産取得税が課税され、その納期限までに「特例適用住宅」の新築に係る建築確認を受けている場合)、土地に対する軽減額に相当する額を、土地の取得から3年以内の期間で徴収猶予を受けることが可能です。 2. 地方税法第73条の24第1項において、ご意見のとおり軽減上限額が設定されています。	①要件を満たす場合は、総合県税事務所へ申告いただければ徴収猶予を受けることが可能です。 ③住宅の用に供する土地に係る軽減制度であることに鑑みると、住宅の規模に応じた軽減上限額が設定されることはやむを得ないと考えております。
36	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	市街化調整区域の場合、新築許可申請が必要であるが物件にもよるが1か月ほどかかっている。短縮できないか。また、申請の性格上、仕方ない面があるが、提出した後に、追加書類を求められる事や、何度も行ったり来たり訂正がある事も見受けられる。改善していただきたい。	市街化調整区域内において建築物の新築等を行う場合は知事の許可を受けなければならない。(都市計画法第43条)	②本許可申請は申請者が窓口の市町村に申請し、その後、県土木センターを経由し、本庁で許可しており、申請から許可までの標準期間として約1か月を要しております。現在、申請書提出後に必要に応じて追加資料を求める場合は、電子メールの活用などにより審査期間の短縮に努めているところです。今後、他県の状況等も調査し、必要に応じて対応を検討してまいります。
37	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	行政行為等の統一化 中小企業支援対策、金融支援対策にかかる諸会議について、参加者の立場に立った配慮をお願いしたい。具体的には、経済、金融情勢に応じて、国(地方出先機関)、県、県の外郭団体(県信用保証協会、県新世紀産業機構など)から類似的な会議(例えば、働き方改革、在籍型出向、制度融資、事業再生等)が開催されるが、可能であれば共同開催や一本化での開催など調整をお願いしたい。また、会議の開催通知は、1~1か月半前をお願いしたい。		②県の審議会等については、審議事項、委員構成等が他の審議会と類似又は重複する審議会等について統合するよう呼び掛けています。
38	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	法人県民税申告書の提出に際し、返信用封筒を同封しないと申請書控えに受付印がもらえないこと。魚津庁舎の県税事務所窓口で持参しても受領印がもらえないのは、いかがなものかと。	総合県税事務所への統合に伴い県税相談室が設置された当時、各相談室の事務負担が過大にならないよう(特に毎年5月末は3月決算法人の申告と自動車税の納期限が重なり窓口が混雑)、受付印を押印しない運用としていました。現在は、eLTAXの普及や県税納付方法の多様化による相談室事務の軽減が図られていることから、申告書控えへの受付印押印を希望される方には、相談室の受付印を押してお返ししています。	①総合県税事務所の各相談室においても、ご希望の場合は、申告書控えに受付印を押してお返することは可能です。
39	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	公共施設でのイベント開催時に、飲食関連の店舗に際しての再度の水質検査の必要性は、いかがなものかと。公共施設の開業時に、水質検査を受けているはずですが。	井戸水等であれば、水質が変わる可能性があるため、営業許可申請書に添付する水質検査成績書(写し)は、概ね1年以内のものを提出いただいています。食品衛生法施行規則別表17(第66条の2第1項関係)4口	③井戸水等であれば、水質が変わる可能性があるため、営業許可申請書に添付する水質検査成績書(写し)は、概ね1年以内のものを提出いただいています。ご理解、ご協力をお願いします。
40	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	県単の補助事業で市町村負担があるものについて、申請先である県に届け出る前に市町村の了解を得ておく必要があるが、県が了解すれば市町村の同意をあらかじめとらなくてよいことにはならないか。 市町村としては予算措置が前年度であるので、当該年度に事前予告なく申請されても予算確保ができていないので承認できないという事例があった。	県では、まちづくりの主体は、商工団体等とともに地域を創る重要な役割を持つ市町村であると考えており、これまでも、商工団体等が実施される各種事業に対し、市町村と連携し、支援してきています。県の次年度予算の検討にあたっては、前年度の秋に各商工団体等に対し支援のご要望をお聞きしており、その結果も踏まえ、次年度の予算要求をおこなっています。	③県と市町村は別々に予算措置をしています。次年度の事業をご検討されている場合は、市町村の予算要求スケジュールに間に合うよう、県が支援のご要望の聞き取りを行う時期に、市町村へもご相談をお願いします。
41	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	建築確認申請時のカーポートを有する場合の消防検査を緩和すべき	消防同意は、消防法第7条の規定により、市町村が行う事務と定められています。	②消防同意は、消防法第7条の規定により、市町村が行う事務と定められています。いただいたご意見については市町村に伝えてまいります。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
42	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	建築確認申請に時間がかかりすぎている	—	②時間がかかった事案を具体的にご教示いただければ、その原因を究明し、今後の改善に努めます。また、特定行政庁は限られた人員で確認審査業務以外にも許可審査・指導・開発及び省エネ審査等もっており、業務が集中した場合、対応に時間がかかる場合があるため、そのような際には民間指定確認審査機関の利用もご検討いただければと思います。
43	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	道路占用許可申請について、当社は、通信線を敷設し契約者宅へ引込を行っているため、新規契約(月300～400)の都度、道路管理者様(国、富山県、富山市、舟橋村)へ本申請を行っており負担の大きな手続きと記載しております。比重としては、富山市への申請が大半で、何とか効率化いただければとの思いで記載しております。 ①申請方法について 現状、書面での申請となっておりますが、国、富山市は電子申請可能であり、県において電子申請化のご検討をお願いします。(※申請情報は、警察署も連携していることを認識しておりますが、警察署との連携も電子化できれば、スピードアップが図れるのでは。) ②申請内容について 道路横断の場合は、「占用料」は不要であることから、占用距離は概数(現地測定ではなく地図上の推測値)で申請することを認めていただければ、当社として省力化(現地での測定省略)できます。 ③添付書類について 類似のものとして、位置図(Google Map—どの辺りか分かるもの)と平面図(当社CAD Map—添架電柱等を含む引込ルートの詳細が分かるもの)を添付しておりますが、平面図に住所等を明記する等により、位置図を省略することができれば作業が軽減できます。現地写真は、道路管理者様が、道路・交通への影響を確認するものとして有効な手段であることは理解しておりますが、写真取得、加工等に相当の時間を要していることから、一定条件を具備する申請について添付の省略を検討いただけたらと助かります。 ④許可までの日数について 通常、申請から許可までの期間は2～3週間程度との認識ですが、もう少し短縮できる余地がないかご検討をお願いします。	県の管理する国道及び県道についての占用申請は、所管の県土木センター及び土木事務所の窓口にて受理しています。	①申請方法について ②道路の占用申請は、場所や目的によって道路の支障となる程度が一律でないことから、手続きを円滑に進めるため、図面を前に相互に確認を行っております。このため、他府県でもなかなか電子化が進められていない分野となっております。今後、本申請に適した電子申請の方法等を検討してまいります。 ③申請内容、③添付資料について ④貴社の県管理道路における引込線の占用申請は年10件ほどとっており、年間の申請件数が膨大ではないこと。申請書類を簡略化すると、物件の把握が困難になるおそれがあること。以上のことから、申請内容を簡略化することは難しいと思われる。 ④許可までの日数について ①審査日数の短縮に努めてまいります
44	制度・基準等の見直し	県道融雪装置のシーズン稼働前後の配管施設点検およびシーズン中の稼働状況の点検をする委託業務を、当組合が設置当初から行っています。水橋地区を除く富山市全域を5つの工区に分け、毎年、指名入札で5社が業務委託を受けています。全工区の事務管理は実質、当組合で実施していることから、組合で受託したほうが効率的と考え土木部管理課に入札参加資格について確認したところ、建設業許可が無いため工事入札資格は不可となりました。清掃入札資格かどうかと総務会計課に相談したところ、消雪点検には適用できないとのことでした。消雪点検のような工事を伴わない労務を主とする業務は、官公需適格組合(役務)を取得している当組合も参加資格者としてふさわしく、実際に富山市では活用いただいている。ご存知のとおり、官公需法で中小企業者の官公需の受注機会の増大を進めるべきとうたわれている。また、共同受注体制の整っていると証明されるものが「官公需適格組合」であり、その活用は多岐にわたっています。富山市は、早くからこの制度を活用いただき、官公需適格組合(役務)が「清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加資格」を取得し、水道メーター交換業務などの各種委託業務を受けています。是非、県においても官公需法の理念をご理解いただき、幅広い面での活用に進んで頂けることを切に希望いたします。	消雪点検業務は、冬期の道路交通確保のため、緊急的な対応をしてもらうことがあり、専門知識や技術力を有している事業者を実施いただいている。発注にあたっては、地域の精通度や施工能力等を踏まえ、指名競争入札により受託業者を選定している。また、適切に工区を設定し、県内建設業者の受注の確保にも配慮している。	③県では、競争性を確保しつつ、技術力に優れ、地域に貢献する建設企業が受注機会を確保できるよう公共事業の発注を行っている。なお、消雪点検業務においても、専門知識や技術力を有している事業者に適切な入札手続きにより発注している。ご理解いただきたい。
45	制度・基準等の見直し	昨年度3月下旬に行われた県のプロポーザル競争案件の入札で、入札の公示から提案〆切日までの期間が1週間程度しかない案件があった。これでは、公示段階で初めて入札に参加しようとした希望者は、十分な提案書を企画・提案する機会を与えられているとは思えません。詳しい規定・基準は存じ上げないが、例えば案件の金額規模の大小によって入札期間の長短が決まっているのでしょうか。 プロポーザルではなく、通常の入札案件でも、例えば建設業法では案件の予算金額額に見積もり期間が定められています。プロポーザルならば、なおさら提案には企画検討の時間がかかるものと思われる。もし、期間について規定基準が曖昧であったり、短い場合には、制度の見直しをしていただくことで、入札参加者の公平性が保たれ、かつ、適切な事業者が落ちることにより、当該案件の提案内容の充実やコスト低減が図られるものと思われる。	■地方自治法施行令 第百六十七条の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。 ■会計規則 第91条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも10日前(急を要する場合にあつては、5日前)までに、次に掲げる事項を県報、新聞紙への掲載、掲示場への掲示その他の方法により公告しなければならない。	②入札期間については、県会計規則では、一般競争入札の場合、「その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前(急を要する場合にあつては、5日前)までに、県報、新聞紙への掲載、掲示場への掲示その他の方法により公告しなければならない。」と規定しています。 プロポーザル方式は随意契約による契約候補者を選定する方式の一つで、県出納局では、公募期間の設定等に際しては、対象業務の内容や特性に応じて、公募の趣旨、目的を損なわないよう十分な日数を確保するように各所属に対し周知しているところですが、引き続き日数の確保について働きかけてまいります。
46	制度・基準等の見直し	コロナの富山県基準の見直しを求める。県民性との見方が違うように感じる。人数が少ないときに要請をだし、早くに終息させて、飲食、観光などの回復に努めていただきたい。1日に2,30人出ただけで、人は出て来ず、商売にならない。飲食店だけではなく、関連の職種の人などにも補助していただきたい。	「新型コロナウイルスに打ち克つためのロードマップ」 県内の医療提供体制や感染状況により、専門家の意見も踏まえ、対策の強化・緩和の判断基準を定めるとともに、対策のステージを3段階(ステージ1～ステージ3)に設定し、感染拡大防止のため早期の措置を行うこととしています。	①県ロードマップのステージの移行については、感染や医療提供体制、社会経済活動の状況を注視しつつ、変異株に関する最新の知見や有識者のご意見も踏まえながら、総合的に判断し、迅速に対応してきたところです。また、幅広い事業者の皆様が大きな影響を受けていることを踏まえ、県では、国の事業復活支援金に上乗せする独自の「富山県事業復活緊急応援金」を創設しました。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
47	制度・基準等の見直し	建設工事の主任技術者の兼務基準において、監理技術者の場合は、原則認めないとなっていますが、ここ数年技術者不足が顕著に表れて来ています。その背景には新規の技術者不足と、現技術者の高齢化があります。監理技術者に於いても主任技術者同様の対応(2件まで可能他条件が必要)を考慮願いたいと思います。	令和3年7月1日(管第64号、建技第122号)「建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について」を发出しており、特例要件を満たした場合は監理技術者の兼務が可能です。(参考法令・・・建設業法 第26条第3項)	①下記の要件を全て満たした場合は、監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)を認めるものとしています。 ①予定価格が1億円未満の工事であること。 ②兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め2件までであること。 ③24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。 ④兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内であること。 ⑤低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
48	制度・基準等の見直し	「富山県建築基準法施行条例 第3節 共同住宅、寄宿舎等 第11条」で、2階建の建物の2階に床面積150㎡を超える共同住宅を設ける場合、1階を準耐火基準に適合させる必要があるが、建築基準法では、2階部分は300㎡を越えるとする。法の基準の2倍であり、防火・耐火構造の構法も進歩している事から、緩和すべきで、この条例自体の撤廃が良いと考えます。基本的には建築基準法施行令の内容で十分であると思います。この条例によって「空き家」「空き事務所」の解決の妨げになっているように思います。	—	②条例は1階が遊戯場や店舗等で、2階をその従業員の寮や住宅に使用する場合を想定しています。1階で出火した場合に延焼を食い止めて2階から円滑に避難させる目的があるため、緩和については慎重な検討が必要となります。県内の特定行政庁(富山市、高岡市)の意見や他県の状況等も調査し、必要に応じて対応を検討してまいります。
49	制度・基準等の見直し	富山県建築基準法施行条例 第7条で特殊建築物の定義がされているが(7)集会場は集会室の用途に供する部分の面積合計を200㎡→500㎡(11)倉庫は床面積の合計が500㎡以上→1,000㎡以上と規制面積を緩和すればよいのではないかと。	—	③集会場は多数の人が集まり、避難に支障がないように規制しているものであり、安全性の観点から面積の緩和は困難です。倉庫は物品による火災荷重が大きくなるに当たって火災時の影響が大きくなることから、500㎡を超えるものを規制しており、近年の倉庫火災等の現状を鑑みると緩和は困難です。
50	制度・基準等の見直し	富山県建築基準法施行条例 第5条で敷地の隅切りの規制があるが、現状は交差する道路のいずれか一つが6m未満だとこの条例に該当する事となっているが交差する道路の両方が、6m未満の場合に該当する事に修正すれば良いのではないかと。漁村部等では該当する道路が沢山あり、市街地と比較して法の下の平等とは言い難いと思われる。又、現状の条例で該当する地域は交通量もかなり減少しているで緩和しても問題は無いと思われる。	—	④本条文は通行量にかかわらず、道路使用者の交差点での視野の確保を目的としたものであるため緩和は困難です。ご提案の事例では、狭い道路から、交通量が多く車両がスピードを出しやすい広い道路への飛び出しにより、かえって事故が発生する恐れが高くなるため、視野の確保はより重要であると考えます。
51	制度・基準等の見直し	散居村の屋敷林の枯葉、枯れ枝などの焼却処分を認めてほしい。袋詰めしてゴミ収集所まで運んだりする手間が大変。ゴミ袋金額もばかになりません。屋敷林の景観を守るならぜひ、野焼きを認めてほしい。関連して、畦草枯草の焼却も認めてほしい、カメムシなどの駆除に必要なことと思います。京都の大文字の送り火、阿蘇山の野焼きなどと同じだと思います。	廃棄物処理法では、農業者が行う稲わら等の焼却、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うための焼却など、生活環境に与える影響が軽微である一部の例外を除いて、野外焼却(野焼き)は原則禁止されています。	⑤廃棄物の野外焼却に係る規定は、焼却によるダイオキシン類の発生が問題となったことから、平成12年の廃棄物処理法の改正で原則禁止されたものであり、野外焼却は周辺環境への影響が懸念されます。ご意見のある焼却については例外に該当しないと考えられます。屋敷林の枯葉、枯れ枝については、お住まいの市町村のルールに従って処分をお願いします。
52	制度・基準等の見直し	農業者人口が激減し、耕作放棄地も増えている中、農業振興地域の除外申請時の基準を緩和するか、悪用事例を除き住宅や工場などの施設に囲われた農業ができない環境下の場合に、農地所有者が個人の場合の面積規制を廃止してほしい。	農用地区域は、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として県が指定した地域(農業振興地域)内において、市町村が概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域であり、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外(農振除外)するときは、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、農用地等以外に供することが必要かつ適当であることや土地改良事業完了後8年を経過していることなど、農業振興地域の整備に関する法律で定める要件を満たす必要があります。(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項)農地転用する場合の面積規制は、農林水産省からの通達では、甲種農地において集落に接続して建築物を建設する場合のみ、概ね500㎡以内とされています。本県では、転用する農地の面積は、当該転用事業を達成する上において必要とされる最低限度のものとするべきという観点から、甲種農地以外の農地における一般住宅への転用は500㎡を超えないことを目安としています。	⑥農振除外の要件については、法令で定められているため、県の判断で要件を緩和するのは難しいと考えます。 ⑦甲種農地以外の農地における一般住宅への転用に係る面積制限については、本県では左記に記載したとおり500㎡を目安としておりますが、500㎡を超える面積であっても、必要かつ最低限度の面積であることが認められれば、転用を許可している場合もあります。
53	制度・基準等の見直し	遊漁船の許可取得が必要であるが、観光船の許可を持つ船であれば遊漁船の許可なくとも遊漁船同様に釣りが可能となるよう新たな制度の創設をお願いしたい。	遊漁船業の適正化に関する法律、海上運送法	⑧遊漁船業を営む場合、船舶免許や実務講習等が必要ではあるものの、許可制ではなく、都道府県知事への登録制となっています。一方、観光船等の船舶運航事業を営む場合、国土交通大臣の許可が必要となります。両者はその目的や制度が異なることから、個別の手続きが必要となります。
54	制度・基準等の見直し	富山県立自然公園条例の改正について、経緯、趣旨、内容について賛同致します。県立自然公園の保全管理の充実として、クマ、サルなどの野生生物による人身被害等の予防の為に公園の整備計画・施工を継続に行って頂きたい。僧ヶ岳は入善・黒部・魚津等地域住民が常に目にする代表的な景観であり、地域の子供たちの体験学習の場としても大切な自然公園であると思っています。	「富山県立自然公園条例」の改正により、地域が主体となって行う利用拠点(ハード)整備のための手続き制度化(規制緩和ではなく手続きの簡素化)や、野生動物への餌やり規制等を行っています。 【関係法令】富山県立自然公園条例、富山県立自然公園条例施行規則	⑨公園の整備計画・施行は、これまで関係者の意見等を踏まえ適切に実施しており、今後も継続して実施してまいります。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
55	制度・基準等の見直し	<p>道路占用取り扱基準について 2.(2)ウ道路掘削工事計画の調整等 当該道路(富山県が管理する道路)の交通量等の関係から、甲(富山県)の舗装工事に先だって仮舗装等の工事を行う必要がある場合は、当該仮舗装等の工事に要する費用は乙(施工業者等)の負担とする。 上記、基準の内容は、工事完了前の通行する人、車両等の安全確保等の為、仮舗装が必要と認められる場合は、甲の負担として頂きたい。又は甲乙の協議事項として頂きたい。 6.(1)道路の復旧方法等 仮復旧の工事完了から1ヶ月経過後に本復旧工事を行うものとする。 ただし、甲が・・・乙の費用負担により甲が本復旧工事を行う。 上記「1ヶ月経過後」の必要性和「乙の費用負担」について協議事項として頂きたい。</p>	富山県道路占用取扱基準	<p>・費用負担について ③道路占用は、道路の本来の目的を阻害しない範囲でやむを得ず認められるものであるため、占用工事に伴う掘削及び復旧工事の費用負担は、占有者負担となることをご理解ください。</p> <p>・復旧方法について ③仮復旧時に埋め戻した土砂を自然転圧により締固めする期間を置いて、本舗装後に圧密沈下することを防ぐ必要性から、仮復旧工事完了後1箇月経過後としています。</p>
56	制度・基準等の見直し	<p>部分使用について、建物延命工事として改修工事が増える中、使用する為に部分検査をその都度受けなければならない。契約時点でそんな記載などされていないが、使用者側の意向でせざるを得ない。そのような場合において使用する現場状況検査のみとし最終検査で書類検査を行えないか。</p>	<p>建築物の大規模修繕等で、避難施設等に関する工事が含まれる場合、完了検査前に建築物を使用する際には、建築主事等による「仮使用認定」が必要です。</p>	③使用中の建物使用者の安全等を確保するため、緩和は困難です。